

100

艦東參後第一六八號

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧、衣料、衛生材料
其他所要物資ノ補給並ニ宿營施設ニ關スル件通牒

昭和二十年十月八日

東部軍管區參謀長

東京陸軍司令部

首題ノ件別紙ノ如ク決定セラレタルニ付通牒ス

追テ之ガ業務ノ實施ニ關シテハ逐次指示セラルベキニ付申添フ

通牒先

- 富士、建、捷、斷、房、陸軍留守業務部、軍管區臨時兵站部、内鐵、東鐵、
- 東船隊、日海隊、東京、宇都宮、長野各師管區、東京、浦和、横濱、甲府、
- 宇都宮、千葉各聯隊區、東兵補、長兵補、浦槽支、東被支、衛生材料支廠、
- 真備支、獸育本

40

昭和二十年十月拾日 受付

0702

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧、衣料、衛生材料、其他所要物資ノ補給並ニ内地歸還後ニ於ケル宿舎施設ニ付テハ左ニ依リ各省ニ於テ擔任シ關係各省ノ緊密ナル連絡ニ依リ其ノ實施ニ遺憾ナキニ期スルモノトス

(一) 現地自活不可能ナル地域ニ對スル物資ノ補給

現地自活不可能ナル別記地域ニ對シテハ補給物資ノ調達出產地ニ於ケル集積保管及運込ハ軍ノ存スル間ハ軍ニ於テ擔任シ軍ノ復員事務ノ所管職ニ於テ擔任スルモノトス

(二) 海上輸送間ノ物資補給

海上輸送間ノ物資補給ニ付テハ國軍省、海軍省ノ協力ノ下ニ農林省、商工省、厚生省等ニ於テ調達ノ上出港地ニ集積シ運輸省ニ於テ保管運込ニ擔任スルモノトス

(海軍艦船ニ依ル輸送ノ場合ニ在リテハスベテ海軍省ニ於テ擔任スルモノトス)

昭三、一、四
次官會議決定

0703

(甲)内地上述後ノ補給及宿營

(イ)軍所屬ノ者ニ對シテハ地方廳又ハ各管出先機關協力ノ下ニ軍(軍
復員後ニ於テハ復員事務ノ所管廳)ニ於テ擔任スルモノトス

(ロ)一般歸還邦人ニ對シテハ長柄省、商口省、厚生省等ニ於テ物資ニ
調達シ上述地ニ集積シ上述地ニ設置セラルベキ引揚民事務所ニ於
テ保管交付スルモノトス

内地上述後ニ於ケル一般歸還邦人ノ宿營施設ハ厚生省ニ於テ擔任
シ引揚民事務所ニ於テ管理スルモノトス

(二)海外部隊及海外邦人ノ歸還ニ關スル上述地ノ各省(陸軍、海軍、運
絡)緊密ナラシムル爲各該省ノ連絡委員會ヲ設置スルヲ又ハ共同專
務所ヲ設ケ歸還對策事務ノ進行ヲ期スルモノトス
目下設置ノ豫想セラルル機關左ノ如シ

軍關係機關(陸軍、海軍)

運輸省(海軍)

(陸軍、海軍)

檢定關係機關

府縣ノ引揚民事務所

記

現地自活不可能ナル地域

ニューギニア 南東太平洋（除ラバウル）中部太平洋
比島沖繩

0705